

甲賀都市計画区域における地区計画の決定について

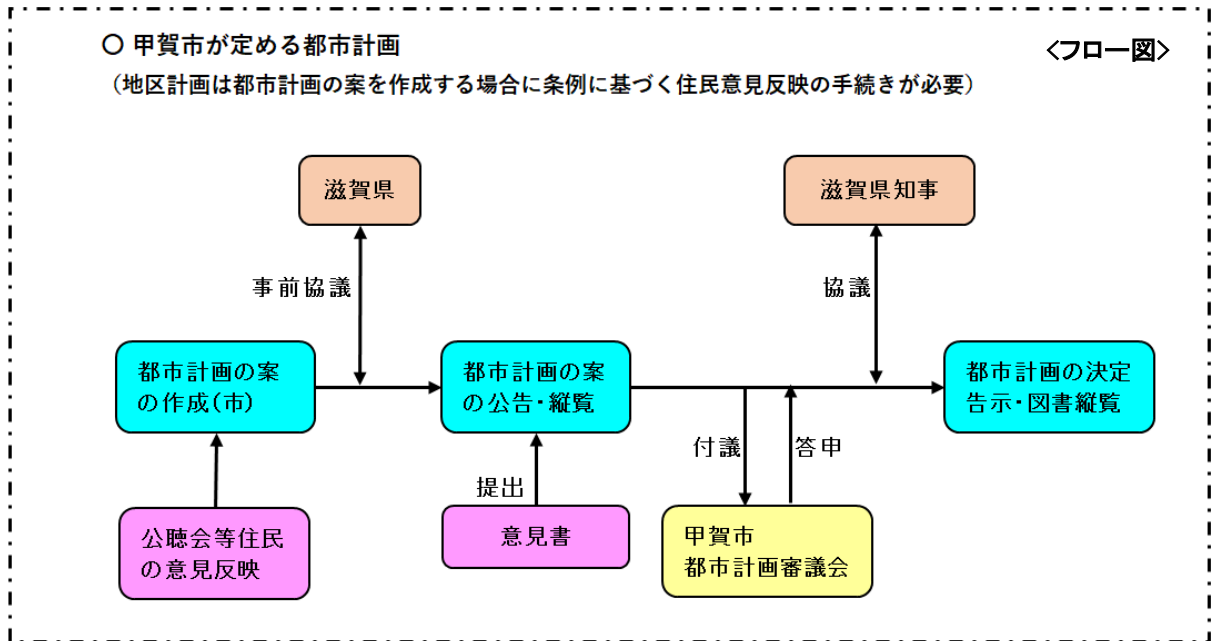
1. 地区計画決定の趣旨

地区計画とは、良好な市街地環境の形成又は保持のために定めるものであり、それぞれの地域に即したきめ細かい都市計画を行うことができる制度です。区域内の道路、公園等の施設の配置や規模、建築物等に関する事項などを定めることができ、区域内の望ましい市街地像を実現し、都市活動をコントロールすることができます。

2. 都市計画の手続き等

地区計画については、市が定めます。

□都市計画決定の手続き



3. 地区計画の主な内容と計画書

【新名神甲賀工業団地地区】

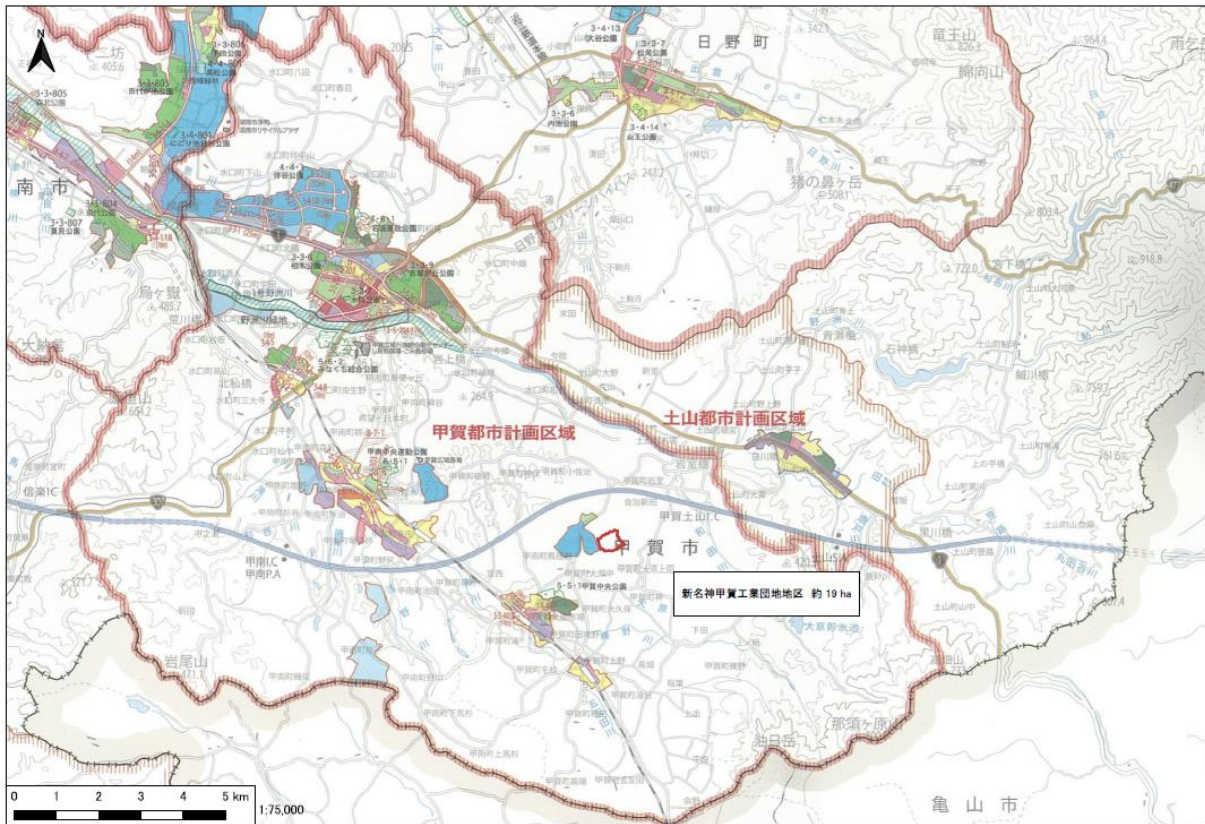
新名神甲賀工業団地の第2期整備として、第1工区においてはデータセンターの誘致を目指し、建築物等の用途をデータセンター事務所及び倉庫等に制限しております。

名 称		新名神甲賀工業団地地区 地区計画
位 置		甲賀市甲賀町鳥居野・大原中の一部
面 積		約19.0ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、甲賀市の中部に位置し、新名神高速道路甲賀土山インターチェンジから約3kmの距離で、新名神甲賀工業団地（第1期整備区域）が既に整備されており、これに隣接している。 本地区計画は、隣接地域に住宅地や農地が立地する特性を踏まえ、自然環境の保全や周辺の良い居住環境、営農条件等、周辺環境との調和を図りながら、隣接する工業団地とともに調和のとれた良好な工業団地を形成することを目標とする。
	土地利用の方針	良好な工業団地を形成するために、データセンター（サーバーやネットワーク機器を設置・保管・運用するもの）の誘致を促進し、合わせて周辺地域と調和のとれた土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	環境の悪化の防止及び周辺と調和のとれた景観形成を行うため、建築物の用途及び建築物等の形態または意匠に制限を加えるとともに、敷地内の緑化に努める。
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1) 事務所（データセンターの用に供するもの） 2) 倉庫 3) 前各号の建築物に付属する建築物
	建築物等の形態または意匠の制限	1 建築物等の形態及び意匠は周辺の景観に調和し、景観上支障がないものとする。 2 自己の用の供する広告物、外壁及び屋根の色は落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観及び敷地内の状況と調和を図るものとする。

※ データセンターとは、インターネット用サーバやデータ通信、固定・携帯・IP電話などの装置を設置・運用することに特化した建物の総称。

4. 総括図・計画図

【総括図】



【計画図】

